

令和7年第2回定例会 一般会計予算決算常任委員会 市民厚生分科会審査記録

- 1 日 時 令和7年6月18日（水） 午前10時06分
- 2 場 所 市役所 第一委員会室
- 3 議 題 議第65号 令和7年度村上市一般会計補正予算（第2号）
- 4 出席委員（7名）

1番	渡 辺 昌 君	2番	長谷川 孝 君
3番	川 村 敏 晴 君	4番	大 滝 国 吉 君
5番	山 田 勉 君	6番	上 村 正 朗 君
7番	鈴 木 一 之 君		
- 5 欠席委員（なし）
- 6 地方自治法第105条による出席者

議 長 三 田 敏 秋 君
- 7 分科会委員外議員

一般会計予算決算常任委員会 副委員長 高 田 晃 君
- 8 説明のため出席した者

副 市 長	大 滝 敏 文 君
政 策 監	須 賀 光 利 君
税 務 課 長	永 田 満 君
同課収納対策室長	石 田 百合子 君
同課市民税室長	鈴 木 孝 志 君
同課資産税室長	小 林 精 司 君
市 民 課 長	小 川 一 幸 君
同課市民年金室長	鈴 木 恵 美 君
同課生活人権室長	浅 野 宏 君
同課自治振興室長	石 田 浩 二 君
環 境 課 長	大 滝 誓 生 君
同 課 参 事	立 花 強 君
同課生活環境室長	宮 村 勉 君
保 健 医 療 課 長	押 切 和 美 君
同課国保室長	林 洋 一 君
同課国保室副参事	渡 邊 智 雄 君
同課医療政策室長	船 山 幸 文 君
同課医療政策室係長	大 滝 磨 子 君
介 護 高 齢 課 長	土 田 孝 君
同課高齢者支援室長	川 村 勇 治 君
同課地域包括支援センター長	田 中 加代子 君
同課介護保険室長	瀬 賀 由 香 君
同課介護保険室係長	石 山 寛 子 君
福 祉 課 長	太 田 秀 哉 君
同課福祉政策室長	佐 藤 一 幸 君
こ ど も 課 長	高 橋 朗 君

同課子育て政策室長	長谷部	淳	君
同課子育て政策室副参事	渡	辺	悟
同課子育て支援室長	小	野	由
同課子育て支援室副参事	志	田	真
		弓	君

11 議会事務局職員

局	長	内	山	治	夫
書	記	山	田	ひろみ	

(午前10時06分)

分科会長(鈴木一之君)開会を宣する。

○本分科会の審査については、分科会審査日程概要どおりに進むことに異議なく、そのように決定する。

日程第1 議第65号 令和7年度村上市一般会計補正予算(第2号)についてのうち市民厚生分科会所管分について、担当課長(福祉課長 太田秀哉君、市民課長 小川一幸君、こども課長 高橋 朗君、税務課長 永田 満君、介護高齢課長 土田 孝君、保健医療課長 押切和美君、環境課長 大滝誓生君)から歳入の説明を受けた後、歳入についての質疑に入り、歳入についての質疑終了後、歳出についての説明を受けた後、歳出についての質疑に入る。

歳入

第15款 国庫支出金

(説明)

福祉 課長 おはようございます。それでは、歳入、国庫補助金について御説明いたします。15款2項2目民生費国庫補助金、第1節社会福祉費補助金になります。説明欄1、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金114万4,000円ですが、こちらは歳出にも計上してあります生活保護経費の電算業務委託料の追加に伴う増となります。国庫補助率2分の1となります。

第21款 諸収入

(説明)

市民 課長 中段、やや下になりますが、21款6項6目雑入になります。1節の総務雑入の説明欄の1、コミュニティ助成自治総合センター交付金の2,280万円の新規計上でございます。これは、一般財団法人自治総合センターに申請をしていましたコミュニティ助成事業の助成金の決定通知が、本年、令和7年3月19日に県からあったことから、本定例会に計上させていただいたものです。内容としましては、一般コミュニティ助成事業2件、コミュニティセンター助成事業1件の計3件、合計で2,280万円になります。

こども課長 2節民生雑入、説明欄1、保育園副食費1,412万7,000円の減額ですが、保育園等副食費無償化を令和8年3月まで延長することによる減額となります。

歳入

第15款 国庫支出金

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第21款 諸収入

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

歳出

第2款 総務費

(説 明)

市民 課長 それでは、115ページを御覧ください。中段になりますが、2款1項13目地域活性化推進費、説明欄1、協働のまちづくり推進事業経費のコミュニティ助成補助金、こちら2,280万円になります。これは、先ほど歳入で説明いたしました令和7年度コミュニティ助成事業の助成金の決定に伴う補助金で、事業実施団体へ交付するためのものとなります。歳入と同額計上させていただきました。対象事業団体は3団体で、一般コミュニティ助成事業が塩町区250万円、村上市四日市区130万円、コミュニティセンター助成事業のほうですが、鑄物師区自治会が1,900万円でございます。

第3款 民生費

(説 明)

税務 課長 同じページの下の段になります。3款1項1目社会福祉総務費の説明欄1、定額減税補足給付金給付事業経費につきましては、令和6年度に実施いたしました定額減税補足給付金、当初調整給付金でありますけれども、その支給に不足が生じる方などに対して追加で給付を行うための経費であります。令和6年度実施の当初調整給付金につきましては、令和5年中の所得等を基に推計した所得額によりまして給付額を算定いたしました。令和6年分の所得税及び定額減税の実績額が確定したことに伴いまして、本来給付すべき額と令和6年度に給付した当初調整給付金との間で不足が生じた方などに給付をするものであります。例えば令和5年中の所得に比べまして令和6年中の所得が減少した方や、子供の出生など扶養親族が令和6年中に増加した方などが対象となります。また、税制度上、扶養親族の対象外である事業専従者や合計所得額が48万を超える方などが今回新たに対象となります。対象者は全体で6,130人を見込んでおりまして、給付金は1億9,650万円を見込んでおります。以上です。

介護高齢課長 続きまして、4目老人福祉施設費、12節の委託料でございます。説明欄1、老人福祉センターあかまつ荘経費、指定管理料38万8,000円の追加でございます。内容といたしましては、指定管理者制度における人件費の見直しによって21万8,000円を増額、また加入しておりますなぎさ配湯組合の負担金額の変更によって17万円を増額し、合計38万8,000円を増額するものであります。続きまして、説明欄2、ふれあい羽衣経費、指定管理料52万3,000円の追加です。こちらは、指定管理者制度における人件費の見直しによりまして52万3,000円を増額するものであります。ページ移りまして、説明欄3、老人ホーム運営経費、指定管理料182万3,000円の追加であります。こちら指定管理者制度における人件費の見直しによりまして、養護老人ホームや

- まゆり荘の指定管理料を182万3,000円増額するものでございます。続きまして、説明欄4、老人介護施設経費、指定管理料33万1,000円の追加でございます。こちらも指定管理者制度における人件費の見直しによりまして、上海府デイサービスセンターの指定管理料を33万1,000円増額するものでございます。以上です。
- こども課長 続きまして、2項3目児童措置費、説明欄1、保育園運営経費2,105万円の増額ですが、主に公立保育園を利用する3歳以上児について令和7年11月から無償で主食提供を開始するため、実施に伴う必要となる経費を計上するものです。内訳としましては、食器、調理器具購入経費として消耗品費を260万、精米購入費といたしまして賄材料費を229万6,000円、指定管理で運営する際につきましては、主食費相当額としまして3歳以上1人当たり月額1,000円を指定管理料に加算するため、300万2,000円を計上しております。炊飯調理を外部に4園分委託するための保育園米飯調理業務委託112万2,000円を計上しております。また、電気及びガス配管工事が必要なため、工事請負費60万円と、炊飯器具等の機械器具購入費840万円を計上しております。なお、工事請負費には主食提供工事以外にも、山北そらいろ保育園の遊具の取替え工事300万円も併せて計上しております。続きまして、説明欄2、認定こども園運営事業経費27万5,000円の増額及び説明欄3、私立幼稚園運営経費20万3,000円の増額ですが、保育園運営経費で御説明いたしました3歳以上児への主食の無償提供に伴い、私立認定こども園、幼稚園に対し、3歳以上児の主食相当額を支援するための経費となっております。説明欄4、物価高騰対応重点支援事業経費1,719万5,000円ですが、令和7年4月から6月までの間、物価高騰対策として実施しております保育施設等の副食費無償化を令和8年3月まで延長するものであります。内容につきましては、公立保育園に通う3歳以上児の副食費の無償化、公立保育園未満児及び私立認定こども園、幼稚園、地域型保育事業所に通う児童の保護者へ緊急支援金として交付するものであります。4目学童保育費、説明欄1、学童保育経費88万1,000円の増額ですが、昨今の人件費上昇に対応するための指定管理制度における人件費の見直しを行ったことによる、さんぽく森のなかよし学童保育所分の指定管理料の増額です。
- 福祉 課長 3項1目生活保護総務費になります。説明欄1、生活保護経費228万8,000円ですが、歳入でも触れました生活保護システムの改修委託料の増となります。対応としましては、令和7年10月からの基準改定の対応が主となります。

第4款 衛生費

(説明)

- 保健医療課長 続きまして、4款1項1目保健衛生総務費、説明欄1、保健衛生総務経費の公的病院等運営費補助金ですけれども、こちらは4月1日からの村上総合病院の病床数変更により特別交付税算定額が増加したことに伴い、補助金を増額するものです。
- 環境 課長 続きまして、4目火葬場運営費、12節委託料、説明欄の1、火葬場運営経費、指定管理料につきましては、火葬場3施設の指定管理料で、人件費の再積算による差額について補正するものでございます。続きまして、2項清掃費、3目し尿処理費、12節委託料、説明欄の1、し尿処理施設管理運営経費、指定管理料につきましてはし尿処理施設アクアセンターの指定管理料で、人件費の再積算による差額について補正するものでございます。以上でございます。

歳出

第2款 総務費

(質 疑)

上村 正朗 それでは、3団体にそれぞれ金額も示していただきましたけれども、何か主な対象、こういったものを買うというか、作ったというか、中身をちょっとお聞かせください。

市民 課長 それでは、まず塩町区なのですが、塩町区については一般コミュニティ助成事業ということで、コミュニティー活動備品の整備ということで、獅子頭2頭の新調ということで申請をいただいております。続きまして、村上市四日市区なのですが、こちらのほうは地区の遊具の整備ということで申請をいただいております。最後に、コミュニティセンター助成事業、こちらのほうは鑄物師区自治会、こちらのほうについてはコミュニティセンターの建設及び備品の整備ということで申請をいただいております。

渡辺 昌 今回の件に関連してなのですけれども、助成の申請状況というのはどんなものでしょうか。何件申請して3件採択されたのか、その辺教えてください。

市民 課長 こちらのほう、まず一般のコミュニティ助成事業については4件、昨年度申請いただきましたまして、そのうち2件が認定になっております。あと、コミュニティセンター助成事業については、こちら鑄物師区の1件申請で1件。あと、そのほかに地域づくり助成事業、そして地域防災組織の育成事業というので申請、地域づくりのほう1件、そして地域防災組織育成事業、こちら3件申請いただいたのですが、残念ながらこちらの合わせて4件については今回認定はいただけませんでした。

渡辺 昌 採択されなかったものについては、例えば申請の文言とか作り直して翌年度申請するような格好で進められているのでしょうか。採択されなかったものはどのような、その後対応されたのか教えてください。

市民 課長 地域の要望にもよりますが、もし採択されずに翌年も申請をいただけるのであれば、再度出させていただきます。

渡辺 昌 かなり申請書の書き方によって、若干採択率というのでしょうか、採択される何かいろいろ、以前自分も関わったことあるのですけれども、申請書の文言なり内容によっては採択される可能性が高くなるので、そういうのを作り直してまた出しますみたいなやりとりが以前あったのですけれども、そういうことはやっていないのでしょうか。

市民 課長 すみません。私のほうで文言によって採択がしやすくなるかどうかというのはちょっと把握しておりませんが、こちらのほう、財団法人のほう、そちらのほうに提出は全部させていただいているということで御認識いただければと思います。

第3款 民生費

(質 疑)

渡辺 昌 委託料の介護高齢課分で、指定管理料の見直しのところに、あかまつ荘については人件費プラス温泉の配湯料の説明あったのですけれども、人件費に関して、今回昨日の総文のところにも人件費の見直しで補正されているのですけれども、もうちょっと具体的に、例えば基本的な、今幾らもらっている方が、これによってどのくらい賃金の上乗せがあるのか、人によって様々なのではあるけれども、基本的なラインでどのくらいの上乗せがあるのか教えてください。

介護高齢課長 高齢者支援室長に答弁いたします。

高齢者支援室長 今回の指定管理料の見直しなのですが、見直しにつきましては、あくまでも積算ベースでの見直しという形になっていますので、実際勤務されている方が幾ら給料上がるかというのは、やはりそちらの勤務先の指定管理者さんの裁量といたしますか、ルールによるところですので、そこは分からないのですけれども、人件費、積算ベースというお話しさせていただきましたけれども、積算ベースでは2.2%ほど上昇する形になります。

渡辺 昌 その2.2%というのはどこから来た数字になるのでしょうか。

高齢者支援室長 積算額を比較して、2.2%上がるという形になります。

渡辺 昌 どこからその2.2%が。分かりやすく教えてください。

高齢者支援室長 では、あかまつ荘なのですが、指定管理料中、私どものほうで人件費のほうを939万963円で当初積算しておりまして、それを今回のルールに当てはめて再積算をし直しますと、金額的に960万268円になるので、それを比較して2.2%ほど上乘せになっているという形になります。

渡辺 昌 質問の仕方が悪いのですか。上げた金額の、見直しした金額の根拠。今までいろいろ賃金が低いとか、いろいろそういうのがあったので上げていましたけれども、2.2%の根拠は分かったのですけれども、その割合というのはどうやって出ているのか。上乘せした割合というのはどういう理由なのかを知りたいのですけれども。

高齢者支援室長 今回、企画戦略課のほうから指定管理の人件費の再積算に当たりまして、当初指定管理料を積算する際にも国の統計調査の職種別の給料の表が示されまして、その新しい年度のものが今回提示されまして、それを比較して、個別の職種ごとに、下がってるものについては見直しはしなくて、上がっているものについては見直しをするという形になっていますので、その上がってる方の上がり分を積算して、その指定管理料の合計の先ほどの人件費の中で比較をして、2.2というような形になっているものです。

渡辺 昌 例えばここに介護高齢課分で4件上がっていますけれども、ここの施設の内容から見れば、大体似たような業務の中に入るのですか、基本となる職種の種類からいえば、この4件に関して言えば。それとも、やっぱりこの4件の中でもいろいろあれが違うのか。

高齢者支援室長 4件の中でも、算定で見えています職種は幅広く見えていますので、施設ごとに異なっています。

上村 正朗 では、教えてください。聞いていてよく分からなかった部分があるので、繰り返して申し訳ないのですけれども、保育園の3歳児以上で今主食を持っていってる方について、子供さんについて、今度主食の部分を市のほうで持つ、提供するということだと思うのですけれども、公立保育園によってもいろいろ変わるのでしょうか。業務委託に出して対応する園もあるし、自園でいろいろ設備を改修して、自園で米飯を炊飯して提供する。お聞きすると、いろいろな公立保育園の中でも何かいろいろあるのかなという気がしたのですけれども、そういう理解で間違いないでしょうか。

こども課長 特に村上地区になるのですが、調理室がちょっと狭いというところで、なかなか自園での調理が難しいという話の中で、小・中学校の給食にも現在米飯の外部委託をしている業者さんがいらっしゃるのですが、そちらの業者に確認したところ、4園、第一保育園、第二保育園、山居町保育園、瀬波保育園、こちらの4園分は対応できるということで、その4園分につきましては外部委託で米飯の提供をする予定でい

ます。

上村 正朗 そうしますと、それ以外の、村上地区の今の4園以外の公立保育園については、園の設備を改修して、園で炊飯して提供すると、そういうことですね。

こども課長 それ以外の公立の保育園につきましては、自園で調理をするような形になりますし、あと全部改修工事をするわけではないのですが、必要な場所につきましてはガスなり電気なりの工事を行うというふうな形でございます。

上村 正朗 すみません。何か聞いていてよく分からない部分があつて、繰り返して申し訳ないのですが、利用者の保護者の方に支援金として主食を現物で提供するのではなくて、利用者の保護者の方に提供するのが、未満児の方と、あと民間の幼稚園とか、保育園とか、そういうものを保護者に補助として出すということでしたでしょうか。

こども課長 保育園等副食費緊急支援金ということでよろしいでしょうか。今おっしゃられたとおりでございます。

鈴木 一之 ちょっと細かいことなのですが、今の児童福祉費の中で、保育園運営経費の中で、消耗品費とかの中で、米飯給食の実施に伴う食器等の購入費ということでもありますのですが、具体的に食器の、今どのような恰好で食器、安全性も含めた形の中で購入されていると思うのですが、その点と、個数とか、実態を教えてください。

こども課長 主に御飯茶わんと、あと深皿というのを、そちらのほうをそれぞれ744枚購入を予定しております。

鈴木 一之 それは、瀬戸物ではないけれども、何かそういうプラスチックというか、そういうので熱に強いとか、何かそういうような品質に対してはいかがでしょうか。

こども課長 現在、保育園で全部導入しておりますPEN食器というものがあります。こちらのほうにつきましては、食品衛生法の規格基準に適合している食器で、軽くて割れにくい、120度の耐熱温度、食品による着色が少ないなどのいろいろな特徴があるものを購入する予定でございます。

鈴木 一之 それで、その下にあります賄いの材料費であります、給食実施に伴う米の購入費ということではありますが、米の品質というか、米自体と地産地消的な恰好の中で、この地域からそれを提供していただくのか、その点聞かせてください。

こども課長 現在、未満児の方には既に主食を提供しているような状況なのですが、そちらの業者さん、取引をしていただいている業者さんに確認したところ、これまでも令和6年産米の岩船産コシヒカリを提供しておりますが、今後も11月以降も同様な形で提供できるというふうにお話をいただいておりますので、同じような対応をしていきたいというふうには考えております。

鈴木 一之 できること、地元のところからの入れていただきながら、地元還元されるような恰好でありがたいと思っておりますし、なかなか危惧する人で、中には、古古古古米なんていって、そういうような格好で備蓄米を提供されることになっては、ちょっと不安だなということもありますので、その点は明らかにしていただきながら、していただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

第4款 衛生費

(質 疑)

上村 正朗 それでは、また教えてください。公的病院等運営費補助金ということですが、

これは新規事業ではなくて、今までも村上病院さんに対して支援している補助金ですよね。

保健医療課長 はい、今までも補助している対象となります。

上村 正朗 では、財源なのですけれども、全体の歳入のときの、昨日の総文だったと思いますけれども、繰越金を一般財源として確保しているわけですが、この財源としては一般財源としての繰越金を充てるということでよろしいでしょうか。

健康医療政策室長 これは、交付税措置対象になる補助金であります。ただし、歳入のほうでは地方交付税はいじってはいないと思いますけれども、交付税措置対象0.8です。80%交付税措置対象になるものです。

上村 正朗 特別地方交付税措置の対象になるというのは分かって聞いているのですけれども、今回その財源ということでは歳入としては上がっていないので、歳入として上がっている一般財源というのはその繰越金が上がっているわけですので、それを財源として充てているのですねというふうに聞いているのですけれども、それでよろしいでしょうか。

健康医療政策室長 そこのところは、財政課のほうでどのように考えているかということになると思います。

副 市 長 おっしゃるとおりです。繰越金で、一般財源の分ということで充てております。

上村 正朗 それで、特別交付税のあれがよく分からなくて、本当は財政課がいればいいのですが、元企画財政課長、副市長さんがいらっしゃるのであれなのですが、200床を割って199床になったので、恐らく特別地方交付税の算定率が上がったのかなと思うのですけれども、何かそれは7年度の算定率として上がったのですか。6年度の分上げたというような、総務省のホームページとかでちょっと確認したのですが、たしか6年度の特別地方交付税というのは算定率も変えているような気がするのですけれども、7年度も上がったというか、そういうことなのでしょうか。その辺の関係、ちょっとお聞かせいただければと思うのですけれども。

保健医療課長 これは、病床数が4月1日から199床になったことに伴いまして、計算式に当てはめていくと額が増額するという形になっております。

上村 正朗 そうすると、7年度の特別地方交付税、7年度における特別地方交付税の算定でいくと、これだけ増えることになるので、当初の分にこれだけ加算するというか、して補正したと、そういうことですね。

保健医療課長 当初病床数変更を10月1日というふうに、今年の10月1日と伺っていましたが、その後早まりまして、4月1日になったことに伴います。基準が7月1日の病床数で算定することになりますので、199で算定することによる増額となります。

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(賛否態度の発言)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のとおり質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、賛否態度の発言を求めたところ賛否態度の発言なく、起立による賛否態度の取りまとめを行った結果、議第65号のうち市民厚生分科会所管分は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと態度を決定した。

○以上で本分科会に付託された案件の審査を終了し、本分科会の報告を分科会長に一任することを決め、閉会する。

分科会長（鈴木一之君）閉会を宣する。
（午前１０時４１分）